

インバランス料金制度の詳細設計等について

第10回 制度設計・監視専門会合
事務局提出資料

2025年6月27日（金）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日の議論

- インバランス料金制度のC値・D値等の見直しについては、第8回制度設計・監視専門会合（2025年4月25日）において、これまでの議論を取りまとめ、中間とりまとめの改定案として整理し、4月26日から5月25日にかけてパブリックコメントを実施した。
- 今回、パブリックコメントの結果を報告させていただくとともに、寄せられた意見を踏まえ、中間とりまとめの改定案を確定させるため、事務局の方針について御議論いただきたい。

インバランス料金制度の暫定措置解除に係るこれまでの議論

開催日	議論内容	開催日	議論内容
2024年9月30日 (第1回会合)	① 各エリアにおけるインバランス料金の動向（2024年7月、8月） ② 小売電気事業者の電力調達の状況（スポット・時間前市場、相対取引、ベースロード市場、常時バックアップの取引状況） ③ 補正インバランス料金のC値及びD値に関する検討について（これまでの経緯、今後の検討の視点）	2025年1月30日 (第5回会合)	① B Gへのヒアリング結果等（ヒアリング結果、事務局の所見） ② C値・D値について（C値・D値の設定の具体案） ③ 長期間上限価格が継続した場合の措置について（累積価格閾値制度） ④ インバランス料金等の情報公表の拡充について
2024年10月15日 (第2回会合)	一般送配電事業者、発電事業者、小売電気事業者、D R事業者からプレゼン	2025年2月28日 (第6回会合)	① 需給ひっ迫時の保守的な発電計画の作成等について ② インバランス料金制度と容量市場との関係
2024年11月15日 (第3回会合)	① 補正料金算定インデックスについて（追加供給力対策のインバランス料金への反映方法） ② 長期間上限価格が継続した場合の措置について（累積価格閾値制度） ③ C値・D値について（インバランス料金と時間前市場との比較分析、B Gのインバランスの発生状況の分析、C値・D値の見直しの検討、C値の引き上げによる不適切な行動に対する対応の検討）	2025年3月31日 (第7回会合)	① C値・D値、累積価格閾値制度について ② 時間前市場のエリア別情報公表 ③ 小売電気事業者（D R事業者）からプレゼン
2024年12月26日 (第4回会合)	① B Gの行動に関する分析（B Gのインバランスの発生状況の分析、時間前市場の入札状況の分析） ② 補正料金算定インデックスの見直しの検討（追加供給力対策のインバランス料金への反映方法） ③ インバランス料金の分析（C値・D値の設定パターンごとのインバランス料金の試算） ④ 長期間上限価格が継続した場合の措置の検討（累積価格閾値制度の具体案） ⑤ 2025年度の方針	2025年4月25日 (第8回会合)	① 累積価格閾値制度について ② 中間とりまとめの改定案について

(参考) 主な改正内容

- 今回、C値・D値の設定と累積価格閾値制度の見直し案、時間前市場のエリア別の情報公表について検討を行った。
- 次回会合では、今回の議論を踏まえた最終的な整理案（中間とりまとめの改定案）を提示することとしたい。

今回の事務局提案

- **C値については、2026年度から当面の間、300円/kWhに見直すこととし、インバランスの発生やインバランス料金の状況等を監視し、必要に応じて更に見直す。（沖縄エリアも同様）**
- **D値については、2026年度から当面の間、50円/kWhに見直すこととし、インバランスの発生やインバランス料金の状況等を監視し、必要に応じて更に見直す。（沖縄エリアも同様）**
- 累積価格閾値制度
 - ・ 期間設定：対象日の直前7日間。
 - ・ 閾値設定：スポット市場価格（**エリアプライス**）200円/kWh以上の累積発生コマ数が30コマに到達。
ただし、**沖縄エリアについては、指標をインバランス料金とする。**
 - ・ 閾値を超えた場合の上限価格：閾値に到達した翌日から補正インバランス料金の上限価格を**100円/kWh**とする。
 - ・ 解除要件：対象日の直前7日間の**100円**以上の累積発生コマ数がゼロになった時点。
- **時間前市場の情報公表の拡充**については、今後、**エリアを分割した情報公表を行う方向**で検討を進め、時期については、次回JEPXのシステム更新を行う予定である**2026年4月からの実施を目指して、JEPX等における検討を進めていく。**

パブリックコメントの実施結果

結果概要及び対応方針

- 今回のパブリックコメントではインバランス料金制度に関して3件の意見が寄せられた。（詳細は資料3－2に掲載）
- 主な内容としては、累積価格閾値制度、情報公表等について、制度開始後の十分な監視や検証等を求めるものであった。2026年度以降のインバランス料金制度については、今回寄せられた意見も踏まえ、制度開始後に十分な監視を行うとともに、運用実態等の調査・分析を行った上で更なる運用改善などを検討することとし、**本中間とりまとめについては修正の必要はない**と考えるがどうか。

※また、パブリックコメントにおいて、現在検討が進められている時間前市場のエリア別情報公表について、事業者のシステム対応のリードタイムを考慮してほしい等の意見もあった。これについては、システム更新を行う日本卸電力取引所に共有し、引き続き検討を進めていきたい。

- なお、パブリックコメント後の中間とりまとめについては、電力・ガス取引監視等委員会に報告し、2026年4月からの運用開始に向けた託送料金等算定規則の改定等の所要の規則変更に係る建議を経済産業大臣に対し行う。
- また、今回の制度見直しに係るシステム改修等については、送配電網協議会、一般送配電事業者等の関係者と連携し、進めていく。

今後のスケジュール（予定）

2025年7月	電力・ガス取引監視等委員会にて中間とりまとめの報告、経済産業大臣への建議
2026年4月	